

登場  
ページ

09

ページ

12

ページ

40

ページ

## 今週の専門用語



### 試験研究税制特例

試験研究税制の税額控除額は、①試験研究費の総額を基礎に計算される部分（原則法人税の20%が上限。ただし、現在は特例として+10%の30%）と、②試験研究費が（過去3年の平均より）増加した場合の当該増加額または売上の10%を超えている場合の当該超過額を基礎に計算される部分（法人税の10%が上限）の合計額となる。23年度改正で廃止が検討されていたのは、①の+10%部分である。①の20%部分は恒久措置、②は24年3月末が適用期限とされる。

### 業務執行を決定する機関

最高裁の平成23年6月6日決定が参照した日本織物加工株事件における最判平成11年6月10日では、旧証券取引法上の「業務執行を決定する機関」について、「商法所定の決定権限のある機関には限られず、実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関であれば足りる」とする。今般の最高裁決定も2取締役を「実質的に〇〇の意思決定と同視されるような意思決定を行うことのできる機関」であるとし、当該機関に該当すると判断した。

### 相続放棄

相続の際、相続人は、被相続人の財産も債務もすべて引き継ぐことになる。相続人は被相続人の債務が多い場合には、相続放棄により資産も債務も引き継がないことができるが、相続放棄するには、相続の開始を知ったときから3か月以内に、家庭裁判所に申立てをする必要がある（民法915条）。なお、相続税額の計算では、仮に相続放棄があったとしても、相続放棄がなかったものとして法定相続人を計算するため（相続税法15条）、基礎控除が少なくなるわけではない。

From  
編集室

◆企業活動に係る改正産活法・改正金商法等の重要法律が成立した一方で、喫緊の課題である震災復興基本法案については足踏み状態の様相だ。震災に係る政府の諸対応とも相俟って閉塞感が日増しに強まっていないだろうか。◆金商法等改正について、多様な観点からの広範な改正を簡潔にまとめていただいたので参考とされたい。一部の改正項目については政府令の整備が進んだ段階で、より詳細が把握できるよう紹介していきたい。◆ニュース特集では、例年恒例ながら5月総会会社の動向を取りまとめた。結果的に2月決算上場会社の総会開催月変更はなく、各企業の様々な苦勞・努力が偲ばれるところである。(B)

週刊T&A master 第407号

2011年6月20日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp